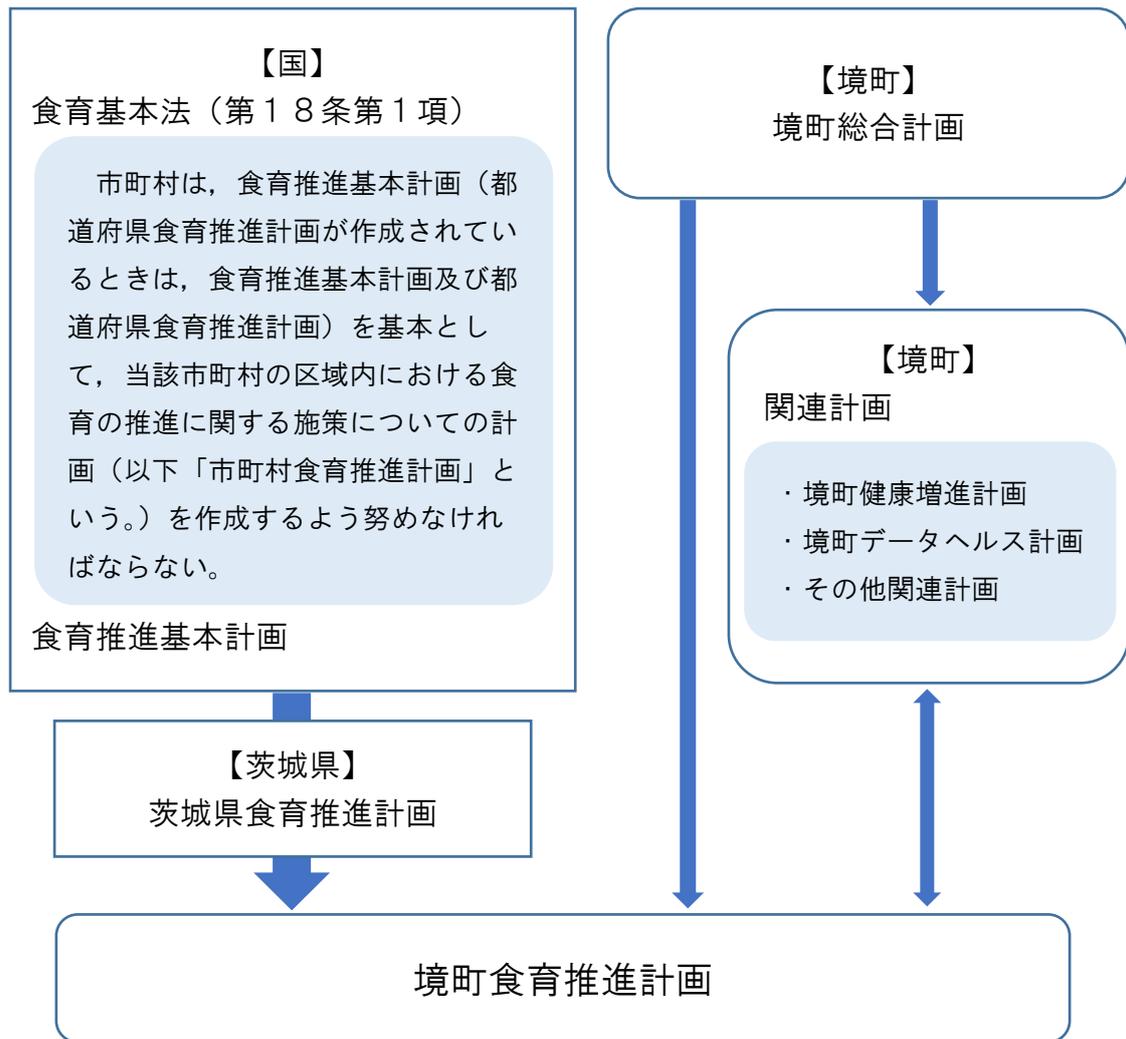


## 2 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、本町の食育を総合的、具体的に推進するために策定するものです。

また国の食育推進基本計画や茨城県食育推進計画を踏まえたうえで、境町総合計画や関連計画との整合性を図るとともに、連携しながら食育の取り組みを推進します。



## 3 計画の期間

この計画の期間は2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に社会状況の変化等により見直しが必要となった場合には、随時適切に見直しを行うこととします。